



地上デジタル放送視聴エリア 全市域へ拡大のお知らせ

12月中旬から地上デジタル放送の視聴が新たに二川エリアで可能になり、市内全域で視聴が可能になる予定です。なお、現行の地上アナログテレビ放送は平成23年7月24日までに終了します。視聴エリアの詳細は(株)デジタル放送推進協会ホームページ (<http://www.dpa.or.jp/>) で確認してください。

問合せ先: 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター (☎0570・07・0101) ※IP電話などの方 (☎03・4334・1111)



11月15日・16日は市役所駐車場・展望ロビーを利用できません

市役所の電気設備定期点検のため、全館停電します。駐車場と展望ロビー・レストラン(東館13階)は利用できません。夜間・休日窓口を利用する方は東館前地上駐車場に駐車してください。

問合せ先: 財産管理課 (☎51・2125) ※当日は夜間・休日窓口 (☎51・2421)



女性団体連絡室の 利用登録申請をしてください

女性会館の女性団体連絡室は、女性の社会参加や自立のための自主的な学習・活動を支援する目的で、団体の打ち合わせなどに利用できる施設です。利用を希望する団体は、登録が必要です。申請を希望する団体は、登録が必要ですので申請してください。すでに登録済みの団体についても再度申請をお願いします。

申請: 11月1日～来年1月31日に女性会館 (☎33・2822)



明るい選挙啓発ポスター作品 入賞者を発表します

明るい選挙をテーマに市内在住の小・中・高校生から作品の募集を行ったところ、318人の応募がありました。審査の結果、特選6人、入選20人が選ばれました。(敬称略)

特選: 村田彩衣(野依小3)、木下真惟子(多米小4)、原田歩美(豊小5)、山本修也(東陵中1)、小笠原美結(中部中3)、葉山裕貴(吉田方中3) **問合せ:** 選挙管理委員会 (☎51・2960)



フグ毒の食中毒に注意しましょう

毎年11月から3月になると、フグ毒による食中毒が発生します。その多くはフグ処理の知識の無い素人による家庭内調理が原因です。フグは卵巣や肝臓などに猛毒テトロドトキシンをもっており、しびれ、麻痺などを引き起こし、死に至る場合もあります。昨年フグによる食中毒は全国で29件、44人発症し3人の方が亡くなりました。

フグの鑑別や、有毒部分を適正に除去するには専門的な知識と技術を要します。釣ったフグ、譲り受けたフグを専門的知識のない人が家庭で調理することは大変危険ですので、絶対にやめましょう。

有毒部位が除去されていない未処理のフグを一般消費者に食用として販売することは禁止されています。店頭で未処理のフグを見かけた場合は決して購入せず、保健所までお知らせください。万が一フグを食べたことにより体に異常を感じた場合は直ちに医療機関を受診してください。

問合せ先: 生活衛生課 (☎51・3631)



差し押さえ不動産を公売します

市税などの滞納により差し押さえをした不動産を入札により公売します。

とき: 11月27日(木)午後2時 **ところ:** 市役所講堂(東館13階) **代金納付期限:** 12月4日(木)午後2時30分 **その他:** 滞納市税完納などにより公売が中止になる場合があります。詳細は各窓口センター・市役所じょうほうひろば・納税課で配布している冊子、ホームページ (http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_zaimu/nouzei/fudousan.html) **問合せ先:** 納税課 (☎51・2236)

所在地	物件、地目、面積	物件内容(種類/床面積)	最低入札価額(見積価額)/公売保証金	備考
三本木町字元三本木106番1外1筆	土地付建物(宅地634.71㎡、雑種地33㎡)	居宅(木造瓦葺平家建/105.58㎡) 倉庫(軽量鉄骨造スレートぶき平家建/27.84㎡) 物置(コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建/24.84㎡)	1,704万円/171万円	市街化区域/第一種低層住居専用地域/接面道路幅員約4.4m/路地状部分の長さ約22m、幅約2.7m



一般競争入札により市有地を売却します

とき: 12月15日(月)午後2時 **ところ:** 市役所講堂(東館13階) **その他:** 入札参加条件など詳細は財産管理課で配布している書類参照 **申し込み:** 11月4日～21日の平日午前8時30分～午後5時15分に財産管理課で配布中の書類に必要書類を添えて財産管理課 **問合せ先:** 財産管理課 (☎51・2126)

所在地	地目、面積	最低入札価格/入札保証金	備考
三ノ輪町四丁目24番2	宅地227.70㎡	2,346万円/入札価格の2%以上	市街化区域/第一種中高層住居専用地域/前面道路幅員約5.5m

困ります 自転車置きざり 知らんぷり

11月は放置自転車 クリーンキャンペーン月間

豊橋駅東口周辺・西口周辺、二川駅周辺は、自転車・ミニバイクの放置規制区域です。2時間以上道路や歩道などに放置してある自転車・ミニバイクは撤去の対象となります。

また、放置規制区域以外でも7日間を超えて放置された自転車・ミニバイクは撤去の対象です。自転車・ミニバイクの放置防止にご協力ください。

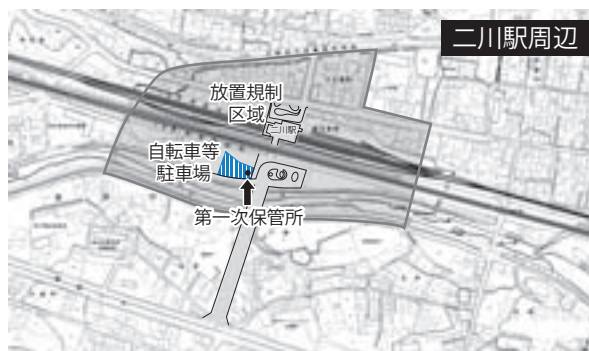
市では、道路上に放置された自転車・ミニバイクに警告札・注意札を取り付け、その後、撤去・保管しています。撤去した自転車・ミニバイクで保管期間6か月を経過しても引き取りがないものについては、リサイクルなどを行います。

問合せ先: 土木管理課 (☎51・2505)

■ 放置規制区域

▨ 自転車等駐車場

■ 自転車置き場(無料)



秋季全国火災予防運動 11月9日～15日
火のしまつ 君がしなくて 誰がする
(平成20年度全国統一防火標語)

これからの季節は、空気が乾燥し、暖房器具など火を使う機会が増え、火災が多くなります。出火原因は、放火・放火の疑いがあるものが最も多いのですが、たばこの不始末や火の取り扱いの不注意によるものも多くなっています。

防火の習慣を身に付けよう

- こんろ 使用中に離れる時は、必ず火を消す
- たばこ 灰皿に水を入れ、寝たばこは絶対にならない
- ストーブ 燃えやすいものを近くに置かない

防火の設備を利用しよう

火災による被害を最小限に食い止めるために、次の住宅用防災機器などを積極的に活用しましょう。

住宅用火災警報器

火災の発生をキャッチして、いち早く知らせます。住宅用火災警報器は、今年6月より、すべての住宅に設置が義務付けられました

住宅用消火器

火災の初期消火に効果を発揮します。一般住宅に設置する義務はありません

問合せ先

予防課 (☎51・3115)、
中消防署 (☎52・0119)、
南消防署 (☎46・0119)

防火用品(カーテン、じゅうたん、ふとんなど)

火が触れても燃えにくい特長をもっています

安全器具

暖房器具や調理器具についている火災を未然に防ぐ安全装置です

※市の職員、消防署員が販売

点検を行うことはありません。

悪質な訪問販売・点検に注意

しましょう

主な事業

■老朽化した消火器の回収

処分困っている方は持参してください。持参するときは、絶対に安全栓を抜いたり、レバーを握ったりしないでください。

とき 11月1日(土)～30日(日)※予防課は土・日曜日、祝日は持ち込み不可

ところ 市役所予防課(西館5階)、各消防署

対

象 持ち運び可能な粉末消火器

(10型以下のもの。大型は不可)
処理費用 1本700円

■防火作品展

とき 11月16日(日)まで

ところ ことども未来館ここ(こ)松葉町三丁目

内容 市内小・中学生から募集した火災予防に関するポスター・習字の特選・入選

作品を展示

■その他

・市内一斉にサイレン吹鳴(期間

中毎日午後8時)

・火災予防横断幕・懸垂幕の設置など

